千葉市最終処分場長期責任型運営維持管理事業

実　施　方　針

平成２３年１２月９日

千　　葉　　市

目　　次

I　事業概要に関する事項 1
1　事業内容 1
2　受託者が実施する業務の範囲 9
3　本市が実施する業務の範囲 15
II　民間事業者の募集及び選定に関する事項 16
1　募集及び選定スケジュール（予定） 16
2　応募者の参加資格要件等 17
3　民間事業者の審査及び選定 20
4　応募に係る提出資料 23
5　落札後の手続き 23
6　著作権 23
III 本市の応募者等に対する情報等の提供に関する事項 24
1　民間事業者募集段階 24
2　運営準備期間 24
IV　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 25
1　想定されるサービスの水準・仕様 25
2　想定されるリスク及び分担 25
3　本市による事業の実施状況の監視 25
V　事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項 27
VI　事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項 28
VII その他本事業の実施に関し必要な事項 29
1　実施方針に関する意見・質問の受付 29
2　実施方針に関する意見・質問への回答 29
3　実施方針の変更 29

添付資料

添付資料①　特定部品リスト 30
添付資料②　協定書の主な内容 31
添付資料③　誓約書 32
添付資料④　事業に係るリスク分担 33
添付資料⑤　千葉市最終処分場長期責任型運営維持管理事業実施方針に関する意見・質問書 34

千葉市（以下「本市」という。）は、5 つの一般廃棄物最終処分場（新内陸最終処分場、東部最終処分場、下田最終処分場、中田最終処分場及び蘇我地区廃棄物埋立処分場）（5 施設を総称して、以下「本件施設」という。）において、千葉市最終処分場長期責任型運営維持管理事業（以下「本事業」という。）を実施します。本実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、本市の方針を定めるものです。

Ⅰ　事業概要に関する事項

1　事業内容

（1）　事業名

千葉市最終処分場長期責任型運営維持管理事業

（2）　施設の種類

本件施設の位置を下記に、施設概要を表 1～表 5 に示します。

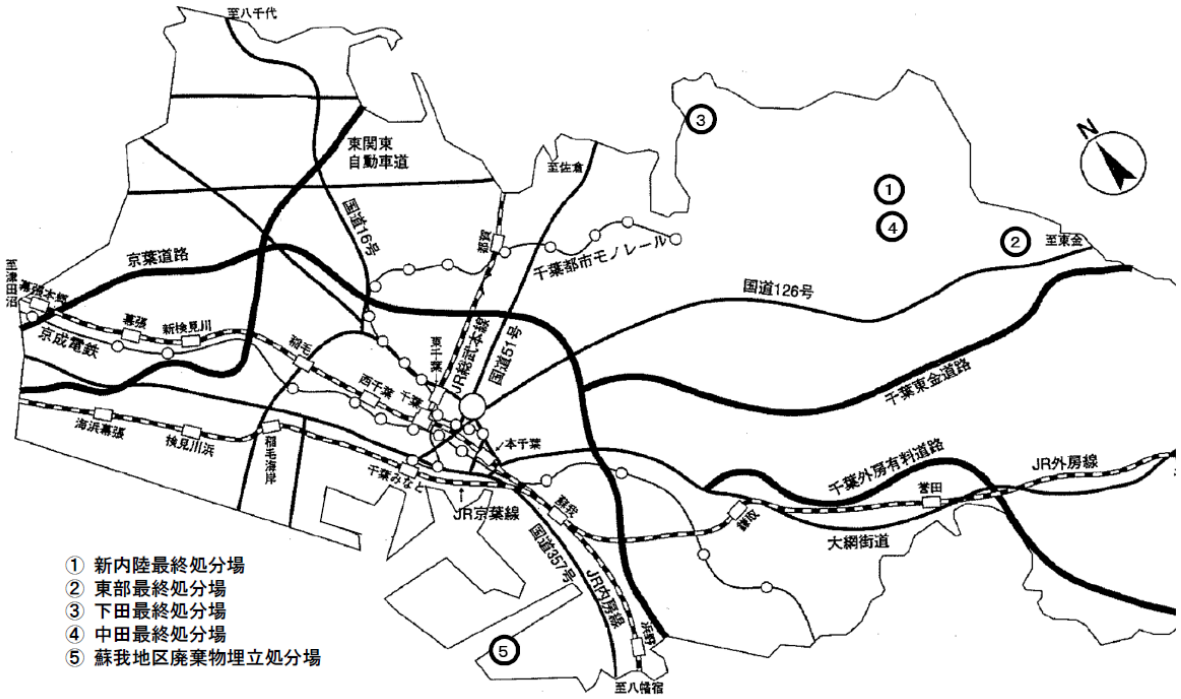

図 1　位置図

表 1　施設概要（新内陸最終処分場）

名　　称：新内陸最終処分場				
施設概要				
埋立処分地	施設所在地	千葉市若葉区更科町 1457 番		
	埋立開始	平成 14 年 3 月（平成 12 年 9 月一部供用開始）		
	埋立期間	平成 12 年 9 月～（現状では平成 50 年度埋立終了となる見込み）		
	敷地面積	121,200 m^2		
	埋立面積	82,800 m^2		
	埋立容量	939,000 m^3		
	埋立廃棄物	焼却残渣、破砕不燃残渣、不燃ごみ		
	埋立構造	準好気性埋立構造		
	埋立工法	セル&サンドイッチ方式		
	施工企業	大林・鹿島・伊藤 JV、熊谷・大昭和 JV		
浸出水処理施設	名称	新内陸汚水処理場		
	施設所在地	千葉市若葉区更科町 1457 番		
	稼動開始	平成 12 年 9 月		
	敷地面積	6,720 m^2		
	施設面積	管理棟：RC 地上 2 階 632 m^2 処理棟：RC 地下 2 階 1,083 m^2		
	処理能力	処理量：400 m^3/日 調整槽容量：8,000 m^3		
	処理方式	生物学的脱窒素＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着		
	計画流入水質及び放流水質	項目	計画流入水質	放流水質（管理基準）
		pH	6 ～ 9	5.8～8.6
		BOD	200 mg/L	5 mg/L
		COD	100 mg/L	10 mg/L
		SS	200 mg/L	5 mg/L
		T-N	120 mg/L	10 mg/L
		T-P	－	16(平均 8) mg/L
	放流先	1 級河川　鹿島川		
	汚泥処分先	市清掃工場		
	施工企業	川崎製鉄㈱（現：JFE エンジニアリング㈱）		

表 2　施設概要（東部最終処分場）

名　　称：東部最終処分場				
施設概要				
埋立処分地	施設所在地	千葉市若葉区中野町 2720 番 1		
	埋立開始	平成 5 年 5 月 17 日		
	埋立終了	平成 12 年 10 月 7 日		
	敷地面積	72,594 m^2		
	埋立面積	33,800 m^2		
	埋立容量	286,400 m^3		
	埋立構造	準好気性埋立構造		
	埋立工法	セル&サンドイッチ方式		
	跡地利用計画	未定		
浸出水処理施設	名称	東部汚水処理場		
	施設所在地	千葉市若葉区中野町 2674 番		
	稼動開始	平成 10 年 4 月		
	敷地面積	5,203 m^2		
	施設面積	管理棟、処理棟、機械棟：SRC　505 m^2		
	処理能力	処理量：70 m^3/日 調整槽容量：2,400 m^3		
	処理方式	生物学的脱窒素＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着		
	計画流入水質及び放流水質	項目	計画流入水質	放流水質（管理基準）
		pH	5.8～8.6	5.8～8.6
		BOD	250 mg/L	5 mg/L
		COD	150 mg/L	10 mg/L
		SS	300 mg/L	5 mg/L
		T-N	150mg/L	10mg/L
		T-P	―	16(平均 8) mg/L
	放流先	1 級河川　鹿島川		
	汚泥処分先	市清掃工場		
	施工企業	㈱荏原製作所（現：水 ing㈱）		

表 3　施設概要（下田最終処分場）

名　　称：下田最終処分場				
施設概要				
埋立処分地	施設所在地	千葉市若葉区下田町 1005 番		
	埋立開始	旧施設：昭和 46 年 11 月 1 日、新施設：平成 2 年 5 月 14 日		
	埋立終了	平成 9 年 3 月 31 日		
	敷地面積	453,781 m^2		
	埋立面積	129,984 m^2		
	埋立容量	1,019,648 m^3		
	埋立構造	準好気性埋立構造		
	埋立工法	セル＆サンドイッチ方式		
	跡地利用計画	ゴルフ場（平成 20 年～）※管理は指定管理者が実施		
浸出水処理施設	名称	塵芥汚水処理場		
	施設所在地	千葉市若葉区谷当町 630 番		
	稼動開始	昭和 48 年（当初）、昭和 52 年（改修）		
	敷地面積	6,400 m^2		
	施設面積	管理棟：RC 平屋　77 m^2 処理棟・機械棟：RC　1,399 m^2		
	処理能力	処理量：1200 m^3/日 調整槽容量：4,000 m^3		
	処理方式	生物学的脱窒素＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着		
	計画流入水質及び放流水質	項目	計画流入水質	放流水質（管理基準）
		pH	5.8～8.6	5.8～8.6
		BOD	540 mg/L	5 mg/L
		COD	200 mg/L	10 mg/L
		SS	100 mg/L	5 mg/L
		T-N	200 mg/L	10 mg/L
		T-P	―	16(平均 8) mg/L
	放流先	1 級河川　鹿島川		
	汚泥処分先	市清掃工場		
	施工企業	当　初：[土木]浅野工事㈱ [機械](株)神鋼ファウドラー [電気]タツヲ電気㈱ 改　修：荏原インフィルコ㈱（現：水 ing㈱）		

表 4　施設概要（中田最終処分場）

<table>
<tr><td colspan="4">名　　称：中田最終処分場</td></tr>
<tr><td colspan="4">施設概要</td></tr>
<tr><td rowspan="9">埋立処分地</td><td>施設所在地</td><td colspan="2">千葉市若葉区中田町 2479 番 1</td></tr>
<tr><td>埋立開始</td><td colspan="2">昭和 53 年 2 月 1 日</td></tr>
<tr><td>埋立終了</td><td colspan="2">平成 10 年 3 月</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="2">111,944 ㎡</td></tr>
<tr><td>埋立面積</td><td colspan="2">71,800 ㎡</td></tr>
<tr><td>埋立容量</td><td colspan="2">447,800 ㎥</td></tr>
<tr><td>埋立構造</td><td colspan="2">準好気性埋立構造</td></tr>
<tr><td>埋立工法</td><td colspan="2">セル&サンドイッチ方式</td></tr>
<tr><td>跡地利用</td><td colspan="2">スポーツ公園（野球場、サッカー場、テニス場、グラウンドゴルフ場、芝生広場）、市民農園　※管理は指定管理者が実施</td></tr>
<tr><td rowspan="11">浸出水処理施設</td><td>名称</td><td colspan="2">更科汚水処理場</td></tr>
<tr><td>施設所在地</td><td colspan="2">千葉市若葉区更科町 2257 番 1</td></tr>
<tr><td>稼動開始</td><td colspan="2">昭和 54 年 10 月</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="2">12,327 ㎡</td></tr>
<tr><td>施設面積</td><td colspan="2">管理棟：RC 平屋　284 ㎡
処理棟：RC 地下 1,2 階　各 750 ㎡</td></tr>
<tr><td>処理能力</td><td colspan="2">処理量：300 ㎥/日
調整槽容量：800 ㎥</td></tr>
<tr><td>処理方式</td><td colspan="2">生物学的脱窒素＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着</td></tr>
<tr><td rowspan="7">計画流入水質
及び放流水質</td><td>項目</td><td>計画流入水質</td><td>放流水質（管理基準）</td></tr>
<tr><td>pH</td><td>5.8～8.6</td><td>5.8～8.6</td></tr>
<tr><td>BOD</td><td>800 mg/L</td><td>5 mg/L</td></tr>
<tr><td>COD</td><td>600 mg/L</td><td>10 mg/L</td></tr>
<tr><td>SS</td><td>150 mg/L</td><td>5 mg/L</td></tr>
<tr><td>T-N</td><td>220 mg/L</td><td>10 mg/L</td></tr>
<tr><td>T-P</td><td>－</td><td>16(平均 8) mg/L</td></tr>
<tr><td>放流先</td><td colspan="2">1 級河川　鹿島川</td></tr>
<tr><td>汚泥処分先</td><td colspan="2">市清掃工場</td></tr>
<tr><td>施工企業</td><td colspan="2">住友重機械工業㈱（現：住友重機械エンバイロメント㈱）</td></tr>
</table>

表 5　施設概要（蘇我地区廃棄物埋立処分場）

<table>
<tr><td colspan="4">名　　称：蘇我地区廃棄物埋立処分場</td></tr>
<tr><td colspan="4">施設概要</td></tr>
<tr><td rowspan="9">埋立処分地</td><td>施設所在地</td><td colspan="2">千葉市中央区蘇我町 2 丁目 1380 番</td></tr>
<tr><td>埋立開始</td><td colspan="2">一般廃棄物：昭和 57 年 4 月 1 日、
産業廃棄物：昭和 56 年 4 月 1 日</td></tr>
<tr><td>埋立終了</td><td colspan="2">一般廃棄物：平成 6 年 3 月 21 日、
産業廃棄物：平成元年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="2">171,000 m^2</td></tr>
<tr><td>埋立面積</td><td colspan="2">148,000 m^2</td></tr>
<tr><td>埋立容量</td><td colspan="2">1,600,000 m^3（一般廃棄物：800,000 m^3、産業廃棄物 800,000 m^3）</td></tr>
<tr><td>埋立構造</td><td colspan="2">海面埋立</td></tr>
<tr><td>埋立工法</td><td colspan="2">ポンド方式</td></tr>
<tr><td>跡地利用計画</td><td colspan="2">未定</td></tr>
<tr><td rowspan="11">浸出水処理施設</td><td>名称</td><td colspan="2">蘇我排水処理施設</td></tr>
<tr><td>施設所在地</td><td colspan="2">千葉市中央区新浜町 7 番</td></tr>
<tr><td>稼動開始</td><td colspan="2">昭和 56 年 4 月</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="2">19,091 m^2</td></tr>
<tr><td>施設面積</td><td colspan="2">管理棟：木造平屋　255 m^2
処理棟・機械棟：RC　1,227 m^2</td></tr>
<tr><td>処理能力</td><td colspan="2">処理量：730 m^3/日</td></tr>
<tr><td>処理方式</td><td colspan="2">生物学的脱窒素＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着</td></tr>
<tr><td>計画流入水質
及び放流水質</td><td colspan="2"><table>
<tr><td>項目</td><td>計画流入水質</td><td>放流水質（管理基準）</td></tr>
<tr><td>pH</td><td>4 ～ 9</td><td>5.8～8.6</td></tr>
<tr><td>BOD</td><td>200 mg/L</td><td>－</td></tr>
<tr><td>COD</td><td>300 mg/L</td><td>10 mg/L</td></tr>
<tr><td>SS</td><td>200 mg/L</td><td>10 mg/L</td></tr>
<tr><td>T-N</td><td>－</td><td>20 mg/L</td></tr>
<tr><td>T-P</td><td>－</td><td>3 mg/L</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>放流先</td><td colspan="2">東京湾</td></tr>
<tr><td>汚泥処分先</td><td colspan="2">市清掃工場</td></tr>
<tr><td>施工企業</td><td colspan="2">当　初：住友重機械工業(株)（現：住友重機械エンバイロメント㈱）
増　設：[杭打]ノザキ建工(株)
[ﾌﾟﾗﾝﾄ]住友重機械工業(株)
（現：住友重機械エンバイロメント㈱）
[外構]東洋建設(株)</td></tr>
</table>

（3） 施設の管理者

千葉市長　　熊谷　俊人

（4） 事業目的

本事業は、本市が管理する本件施設の埋立処分地及び浸出水処理施設を適正に運営・維持管理することを目的とします。

（5） 事業概要

本事業は、民間事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「受託者」という。）に、本件施設の運転、管理、埋立作業、日常点検、定期点検、部品・薬剤・消耗品等の調達、補修（小修繕、定期修繕、計画修繕等）等（以下「運営維持管理業務」という。）を委託するものです。

受託者は、特別目的会社を設立し、運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）にわたり、本件施設を運営維持管理するものとします。

受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとしますが、添付資料①に示す施工企業からの調達が必要となる部品（以下「特定部品」という。）の調達に際し、施工企業に協力を求めることができるものとします。また、特定部品の定期点検、補修についても、自ら調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとします。

受託者は、本件施設の既存の運転事業者（以下「既存運転事業者」という。）から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「運営準備期間」という。）にて、既存運転事業者等からの引継ぎを行います。

また、受託者が本件施設にかかる募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を本市へ請求できる期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定します。

① 事業期間等

運営準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、以下の通りとします。

・運営準備期間：契約締結日から平成 25 年 3 月 31 日
・乖離請求期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日
・運 営 期 間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日
・事 業 期 間：契約締結日から平成 35 年 3 月 31 日

② 契約の形態

本市は、特別目的会社と本件施設の運営維持管理業務に関して、事業契約を締結します。

③ 協定書の締結

本市は、本事業の入札公告前までに、施工企業等と添付資料②に示す条件を含む協定書（特定部品にかかる協力事項及び条件等を規定したもの）の締結を予定しています。

（6） 関係法令等の遵守

受託者は、本事業の実施に当たり、必要とされる一般廃棄物の処理、本件施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守しなければならない。

（7） 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定しています。

① 実施方針の公表	平成23年12月
② 入札公告	平成24年 5月
③ 落札者の決定	平成24年10月
④ 契約締結の詰め協議	平成24年10月～12月
⑤ 特別目的会社の設立、契約締結	平成24年12月
⑥ 運営準備の開始	平成25年 1月
⑦ 運営維持管理業務の開始	平成25年 4月
⑧ 契約終了	平成35年 3月

2　受託者が実施する業務の範囲

受託者が実施する業務範囲は、次のとおりとします。

（1） 運営維持管理業務の準備業務等

受託者は、事業契約締結後速やかに、運営準備期間において本件施設の現状の確認及び引継ぎを行うための計画書（以下「引継計画書」という。）を提出し、本市に確認を受けるものとします。

また、運営期間開始までに、運営維持管理業務にかかる運営マニュアル、運転維持管理計画、及び事業計画（全てを含め、以下「事業実施計画書」という。）を提出し、本市に確認を受けるものとします。

引継計画書及び事業実施計画書に記載すべき項目は募集要項（入札説明書、要求水準書、契約書等の入札図書をいう。）によるものとします。

（2） 本件施設の運営維持管理業務

受託者は、本件施設において運営維持管理業務として以下の業務を実施することとします。

なお、各施設には共通する業務と個別の業務があります。本市と受託者の業務範囲を図 2 に示します。

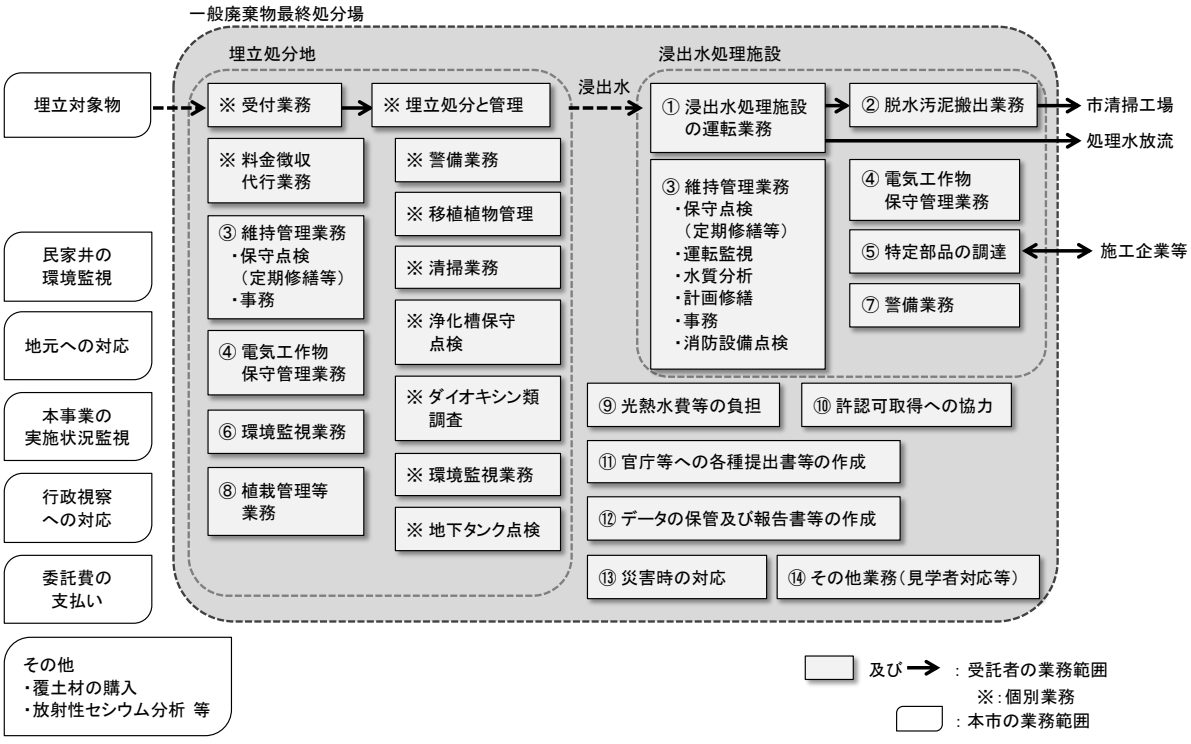

図 2　受託者の業務範囲

1)　共通業務

① 浸出水処理施設の運転業務

受託者は、本件施設における浸出水処理施設の運転や薬品類の調達等を行います。

② 脱水汚泥搬出業務

受託者は、浸出水処理施設において発生した含水率 85%以下の脱水汚泥を、市清掃工場へ自ら運搬します。

③ 維持管理業務

受託者は、本件施設における各施設の機能を適正に維持することを目的として、技術管理者（一般廃棄物最終処分場を対象とする。）を各処分場に置き、維持管理業務を実施します。

本件施設における各施設とは、

・浸出水処理施設を構成する機械設備・配管設備・電気設備・工作物・建築物等
・埋立処分地を構成する受入設備、監視設備、機械設備・配管設備・電気設備・工作物、建築物、調整池、構内道路等
・埋立処分地より浸出水処理施設まで敷設された汚水導水管、浸出水処理施設からの処理水放流管
・その他本件施設に付帯するもの一切を指します。

(ｱ) 保守点検業務

受託者は、本件施設における各施設の正常な機能及び運転を確保するため、保守点検業務として各種点検及び定期修繕等の補修を実施します。

(ｲ) 運転監視業務

受託者は、浸出水処理施設が総合的に発揮すべき性能を確保するため、運転監視業務として監視室や現場における監視等を行います。

(ｳ) 水質分析業務

受託者は、浸出水処理施設から排水する放流水が管理基準を遵守するよう、原水・処理水等について、水質分析業務及びダイオキシン類調査を行います。

(ｴ) 計画修繕業務

受託者は、運営期間内において、定期修繕以外に予定している修繕を実施します。

(ｵ) 事務業務

受託者は、本件施設における各施設の適正な維持管理、運転、水質管理を図るため、維持管理計画書、維持管理報告書（年報、月報）及び本市が求める各種報告書及び台帳等を作成します。

(ｶ) 消防設備点検業務

受託者は、各施設に設置してある消防設備について、保守点検及び修理を実施します。

(ｷ) その他の業務

受託者は、浸出水処理施設の屋内及び屋外施設の清掃作業、受水槽等の個別設備の

点検を行います。

④ 電気工作物保守管理業務

受託者は、電気設備の保安を図るため、電気主任技術者を独自もしくは委託により選出し保安規程に基づき、自家用電気工作物を定期的に点検・検査します。

⑤ 特定部品の調達

受託者は、本件施設の運営維持管理業務の実施において、添付資料①特定部品の定期点検、部品等の調達、補修について、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により、合理的な条件で調達することができます。

但し、本規定は、施工企業からの調達を義務付けるものではなく、受託者が自らの責任において施工企業以外から調達することを認めますが、調達に関わる一切の責任を負うものとします。受託者は、施工企業以外から特定部品を調達する場合、本件施設の機能が維持できることを本市に説明するとともに、当該調達先、調達時期等について報告するものとします。

⑥ 環境監視業務

受託者は、環境監視業務として観測井の水質調査及びダイオキシン類調査を実施します。また、埋立が終了している一般廃棄物最終処分場（東部最終処分場、下田最終処分場、中田最終処分場、蘇我地区廃棄物埋立処分場）において、埋立処分地のガス抜き管の発生ガス調査を実施します。

⑦ 警備業務

受託者は、浸出水処理施設における防犯、火災異常の監視業務及び緊急時の通報や対処業務を行います。

⑧ 植栽管理等業務

受託者は、本件施設において、庭木や樹木の剪定及び伐採の植栽管理業務、倒木の処理、本施設内草刈り等を行います。

⑨ 光熱水費等の負担

受託者は、電気、水道、ガス、燃料、通信、その他業務遂行に必要な機材（工具、測定器）、用具（事務用品、清掃用具等）及び雑材に係る費用を負担します。

⑩ 許認可取得への協力

受託者は、本市が本事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するに当たり、必要な協力を行います。

⑪ 官庁等への各種提出書等の作成

受託者は、本市が行う官庁等への各種書類提出に当たり、基礎資料等を作成します。

⑫ データの保管及び報告書の作成等

受託者は、本件施設の運営維持管理業務に係る日報、月報及び年報の作成、運営維持管理業務における履歴情報及びコストデータ、その他本市が業務監視を行うために必要な各種データの保管及び報告書の作成を行います。また、インターネットでの公表データ作成の支援を行う。

⑬ 災害時の対応

受託者は、地震等の災害時には、千葉市震災廃棄物処理業務実施マニュアルに従い、本件施設の運営維持管理業務を行うものとし、災害廃棄物を受入れることとします。

⑭ その他業務

・地元対応への協力

・見学者対応　等

2)　個別業務

【新内陸最終処分場】

① 受付業務

受託者は、事務処理マニュアルに従い、埋立対象物の確認及び受入量の計測、データ管理、報告等を行います。

② 料金徴収代行業務

受託者は、市民及び事業者による一般持込ごみ（不燃ごみ）の受入れに関する料金徴収を代行します。また、徴収した料金は、市の指定金融機関へ納金します。

③ 埋立処分と管理

受託者は、募集要項等に定められた環境関連の法規制や基準等を遵守し、埋立対象物を適正に処分します。また、覆土材の年間使用量算定や残余容量測定等の管理に要する作業も実施します。

覆土材は、本市にて調達し支給します。また、搬入車両が使用する敷鉄板は、本市が貸与します。

④ 警備業務

受託者は、管理事務所及び埋立エリア内における防犯、火災異常の監視業務及び緊急時の通報や対処業務を行います。

⑤ 移植植物管理

処分場建設時に、自生地より移植した植物の管理を行います。

⑥ 清掃業務

受託者は、管理事務所の日常清掃及び定期清掃を行います。

⑦ 浄化槽保守点検

受託者は、浄化槽の保守点検を行います。

⑧ ダイオキシン類調査

受託者は、土壌のダイオキシン類調査を行います。

【東部最終処分場】

① 清掃業務

受託者は、管理事務所の日常清掃及び定期清掃を行います。

② 浄化槽保守点検

受託者は、浄化槽の保守点検を行います。

【蘇我地区廃棄物埋立処分場】

① 環境監視業務

受託者は、周縁海域の水質調査及び護岸の月次点検を実施します。

② 地下タンク点検

受託者は、消防法に基づく地下タンク(メタノール)点検を実施します。

（3） 事業期間終了時の対応

本市は、事業期間終了後も本件施設の運営維持管理業務を継続する予定であるため、受託者は以下の業務を行うものとします。

- 本件施設の運営維持管理業務に必要な書類等の整備、提出（事業実施計画書、運営維持管理業務にかかる履歴、改修工事を実施した場合は図面、機器台帳等の継続データ、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法、財務諸表、）
- 本市ないしは本市が指定する第三者への引継業務
- 今後 10 年間の運営維持管理に関する計画立案等

3　本市が実施する業務の範囲

本市が実施する業務範囲は、次のとおりとします。

（1） 埋立対象物の搬入

本市は、受託者と締結する契約に基づき、新内陸最終処分場に埋立対象物を搬入します。

（2） 民家井の環境監視

本市は、本件施設周辺の民家井の環境監視を実施します。

（3） 地元への対応

本市は、自治会への運営状況の報告等の地元対応を行います。

（4） 本事業の実施状況監視

本市は、受託者により実施される運営維持管理業務の監視を行い、本件施設の維持管理の方法について協議し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができます。

実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定機器により得られる諸データ及び受託者から提出される各種報告書において行います。また、本市は、本件施設に係る計測又は分析を必要に応じ、実施することがあります。

（5） 行政視察への対応

本市は、行政視察への対応を行います。

（6） 委託費の支払い

本市は、本件施設の運営維持管理業務に要する対価（以下「委託費」という。）を運営期間にわたり受託者に支払います。なお、支払条件等の詳細については、募集要項に規定するとおりとします。

（7） その他

・覆土材を、本市にて調達し支給します。
・搬入車両が使用する敷鉄板は、本市が貸与します。
・新内陸最終処分場周辺道路における不法投棄への対応。
・蘇我地区廃棄物埋立処分場における護岸の補修に関すること。
・放射性セシウム１３４,１３７の分析業務。
・さらしな多目的広場の清掃。
・行政財産目的外使用許可及び使用料に関すること。
・官庁等への各種提出書等の届出。

II　民間事業者の募集及び選定に関する事項

1　募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ提案内容が、技術的な観点から本市が要求する水準を満足していることを前提として、総合評価一般競争入札によって落札者を選定します。

なお、本事業は、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは以下のとおりです。

① 入札公告	平成24年 5月　中旬
② 募集要項（第1部）の公表	平成24年 5月　中旬
③ 資格審査及び募集要項（第1部）質疑の受付開始	平成24年 5月　中旬
④ 資格審査質疑に対する回答	平成24年 6月　上旬
⑤ 資格審査申請書の受付締切	平成24年 6月　中旬
⑥ 募集要項（第1部）質疑に対する回答	平成24年 6月　中旬
⑦ 資格審査結果の通知	平成24年 6月　下旬
⑧ 募集要項（第2部）の送付	平成24年 6月　下旬
⑨ 施設の視察	平成24年 6月　下旬
⑩ 募集要項（第2部）質疑の受付開始	平成24年 6月　下旬
⑪ 募集要項（第2部）質疑に対する回答	平成24年 7月　下旬
⑫ 技術提案書・事業計画書等の提出	平成24年 8月　下旬
⑬ 形式審査の実施	平成24年 9月　上旬
⑭ 非価格要素審査及び価格審査の実施	平成24年10月　上旬
⑮ 総合評価の実施	平成24年10月　上旬
⑯ 落札者の決定	平成24年10月　上旬
⑰ 契約詳細の詰め	平成24年10月～12月
⑱ 契約締結	平成24年12月

2　応募者の参加資格要件等

入札に参加する民間事業者（以下「応募者」という。）は、以下の資格要件を全て満たすものとします。また、本市は応募者の資格を確認するために、資格審査を行います。

（1） 応募者の構成

① 応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。また、応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとします。

② 応募企業又は構成員（構成企業のうち、特別目的会社に対し、出資を行う者をいう。以下同じ）は、特別目的会社に出資を行い、特別目的会社を設立するものとします。

③ 応募グループにあっては構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととします。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとします。

④ 応募者は、応募に当たり、応募企業、構成員又は協力会社（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。以下同じ。）を明らかにするものとします。

⑤ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めません。但し、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではありません。

⑥ 応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めません。

⑦ 応募企業、構成員又は協力会社のいずれかと「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。） に該当する各企業は、それぞれ他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めない。

⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止します。

（2） 応募者の参加資格要件等

① 応募企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこととします。

ｱ) 平成 24・25 年度千葉市物品等入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

ｲ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ｳ) 本事業の資格審査申請書等の提出日から落札者の決定の日までの期間に、千葉市物品等入札参加資格者停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）による指名停止措置等を受けている者でないこと。

ｴ) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納していない者。

ｵ) 下記の法律の規定による者。

・会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者

・会社法第 511 条に基づく特別精算開始の申立てがなされていない者

・旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされていない者

・破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者

・旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てがなされていない者

・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者

・旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者

・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者

但し、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年以上経過した者

ｶ) 本事業に関する本市のアドバイザリー業務に携わる会社又はこの者と関係会社の関係にないこと。なお、本事業に係るアドバイザリー業務に携わった企業は次のとおりである。

a) 八千代エンジニヤリング株式会社
東京都新宿区西落合 2-18-12

b) アンダーソン・毛利・友常法律事務所
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

② 運営維持管理業務にかかる実績等

本件施設の運営維持管理業務の実施に当たり、応募者に求める実績等は以下のとおりです。応募グループで参加する場合は、以下の要件を満たす企業が応募グループ内の構成企業に含まれればよいものとします。

関連設備	実績等
埋立処分地	継続して複数年以上、一般廃棄物最終処分場（遮水シートを有する）又は産業廃棄物最終処分場（管理型）の埋立作業・管理の実績を１件以上有すること。
浸出水処理施設	継続して複数年以上、一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場（管理型）の浸出水処理施設管理の実績（日量 100㎥以上）を１件以上有すること。

③ 技術管理者

技術管理者（一般廃棄物最終処分場を対象とする。）を本件施設それぞれに、本事業の運営期間開始までに選任し、常駐管理できることとします。

④ 資格確認基準日等

ｱ) 「（２）応募者の参加資格要件等」の資格確認基準日は、資格審査申請書の提出日とします。

ｲ) 資格確認基準日以後、事業契約締結までに、応募企業又は応募グループの代表企業が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、当該応募企業又は応募グループは失格とします。

ｳ) 資格確認基準日以後、事業契約締結までに、応募グループの構成員（代表企業を除く。）が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、当該応募グループは失格とします。但し、本市がやむを得ないと認めた場合は、本市の承諾を条件として応募グループの構成員（代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとします。

3　民間事業者の審査及び選定

民間事業者の審査及び選定については、以下の落札者決定基準及び落札者決定方法に従い、行うこととします。

（1） 審査委員会の設置

本市は、千葉市一般廃棄物処理施設長期責任型委託審査委員会設置条例の規定に基づき、「千葉市一般廃棄物処理施設長期責任型委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

審査委員は、以下のメンバー（五十音順）とします。

遠藤　和人	国立環境研究所　資源循環・廃棄物研究センター 廃棄物適正処理処分研究室　主任研究員
栗原　英隆	（社）全国都市清掃会議　技術顧問
高橋　玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所　弁護士
立本　英機	千葉大学　名誉教授
藤原　周史	（財）日本環境衛生センター　東日本支局 環境工学部業務企画課　課長

（2） 落札者決定基準

落札者決定基準は概ね、以下のとおりを予定しています。なお、評価項目等の詳細は募集要項に示すこととします。

[価格要素]

◇本件施設の運営維持管理費（人件費、運転経費、維持管理費、諸経費等）

[非価格要素]

◇運営維持管理業務にかかる計画、体制

・運転計画、運転体制

・維持管理計画、維持管理体制

・効率的な運転方法の提案

・効果的な施設管理の提案

◇リスクへの対応能力

・（トラブル発生時などの）緊急時における対応能力

・水量又は水質の変化への対応能力

◇周辺環境への配慮

（3） 落札者の決定方法

落札者は、以下の手順で決定するものとします。各段階の審査に関しては、審査委員会において評価・審査を行い、その審査結果を受け、本市が落札者を決定することとします。なお、評価方法等の詳細は、募集要項において示すこととします。

① 第 1 段階：資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が２（２）「応募者の参加資格要件等」に示した要件を満たすことの確認を行います。参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の形式審査に参加できることとします。

② 第 2 段階：形式審査

形式審査は、第 1 段階を通過した応募者から提出された書類について、技術提案書が技術的観点から見て、本市の要求する水準を満足するものであること、事業計画書が事業としての妥当性を有していることの確認を行うものとします。これらを満たすことが確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できることとします。

具体的には、審査委員会において、応募者から提出された技術提案書を検討し、技術的な観点等から同提案内容が募集要項等に規定された本市が要求する水準を満足できるか否か、及び事業計画書についてコストや収益等の点での妥当性を有しているかの審査を行います。審査委員会の評価・審査により、本市が要求する水準を満足できないと本市が判断した場合は、当該応募者は次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できないこととします。

③ 第 3 段階：非価格要素審査及び価格審査

形式審査において本市の要求する水準を満たしていると判断された応募者を対象として、非価格要素審査を実施します。

非価格要素審査では、応募者の提案のうち、前項の落札者決定基準に沿った視点で審査委員会において評価を行い、非価格要素点を算定します。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示すこととします。

価格審査では、入札書に記載の金額が予定価格以下であることを前提に、算定式に基づき価格点を算定します。価格の点数化方法については、募集要項に示すこととします。

④ 第 4 段階：総合評価

③の非価格要素点と価格点を合わせて総合評価点を算定します。総合評価点の算定方法等については、募集要項に示すこととします。

（４） 落札者の決定

本市は、審査委員会での審査結果を踏まえ、最も高い総合評価点を得た応募者を、落札者とします。

（５） 審査結果の公表

本市は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表します。

4　応募に係る提出資料

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出することとします。なお、各書類の詳細については、募集要項に示すこととします。

（1） 資格審査申請時の提出書類

① 審査確認申請書類

② 入札参加資格確認資料

（2） 資格審査合格後の提出書類

① 技術提案書

② 事業計画書

③ 入札書

5　落札後の手続き

（1） 特別目的会社の設立

落札者は、特別目的会社を落札後速やかに設立することとします。なお、応募企業及び構成員以外のものから特別目的会社への出資は認めないものとします。

（2） 契約詳細の詰め

本市と落札者は、事業契約締結のために契約内容の詳細の詰めを行うものとします。

（3） 契約の締結

本市は、特別目的会社と本事業に係る事業契約を締結します。事業契約の締結をもって、落札者を受託者とします。

6　著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募側に帰属しますが、審査結果の公表において必要な場合、本市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとします。

III　本市の応募者等に対する情報等の提供に関する事項

１　民間事業者募集段階

（１） 資料等の提供及び閲覧等

資格審査を通過した応募者は、添付資料③の守秘義務にかかる誓約書を提出することを前提として、本市の保有する本件施設に関する資料のうち、本市が必要と判断する資料の提供を受けること、及び閲覧又は複写をすることができます。なお、各資料の詳細については、募集要項に示すこととします。

（２） 本件施設の視察等

資格審査を通過した応募者は、本市が必要かつ合理的と認める方法により本件施設を視察することができます。なお、本件施設の視察の詳細については、募集要項に示すこととします。

２　運営準備期間

受託者は、本市に提出し確認を受けた引継計画書に基づいて、本市が保有する本件施設に関する書類等の確認及び本件施設の現況確認を行うものとします。また、受託者は、本件施設に関して書面により質問することができ、本市は、取扱説明書又は各種作業の報告書等、施工企業等が提出した資料に記載されている範囲内で回答を行うものとします。詳細については、募集要項に示すこととします。

Ⅳ　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1　想定されるサービスの水準・仕様

受託者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、運営期間及び運営期間終了後 1 年間にわたり、本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うものとします。

2　想定されるリスク及び分担

（1） 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものです。

本件施設の運営維持管理業務の責には原則として受託者が負うことになりますが、本市が責任を分担すべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととします。

（2） 想定されるリスクの分担

本市と受託者のリスク分担は、原則として添付資料④「事業に係るリスク分担」の表によるものとし、その詳細については、募集要項において規定するものとします。

3　本市による事業の実施状況の監視

（1） 運営段階

本市は、受託者による本件施設の運営維持管理業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、本件施設の運営維持管理状況の監視を行います。受託者は、運営期間及び運営期間終了後 1 年間にわたり、本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うものとし、運営維持管理業務に関する考え方を示すため、運営準備期間及び運営期間における引継計画書及び事業実施計画書を提出し、本市の確認を受けるものとします。

本市は、受託者と毎年度本件施設の維持管理の方法について協議及び維持管理の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう受託者に求めることができるものとします。監視に当たっては、本市は、第三者機関に委託することにより、毎年度の協議について、アドバイスを求めることができるものとします。原則として、監視により確認された本件施設の運営維持管理業務の状態については公開されるものとします。また、本件施設の運営維持管理状態の監視により、事業契約で定められた要求水準を満たしていないと判断される場合には、本市は受託者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で、委託費の減額等の措置を受託者に対して講じるものとします。

（2） 事業期間の終了段階

本市は、事業期間終了前までに、運営期間終了後 1 年間にわたる本件施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、事業実施計画書の改定ならびに適切な維持管理補修を求めることができます。また、本市は、事業期間終了時において、本件施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者に委託して、機能及び性能にかかる確認検査を実施することができます。

事業期間の終了にかかわらず、本件施設の機能確認、性能確認に合格することが事業契約終了の条件となります。

Ⅴ　事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業実施計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本市と受託者は誠意をもって協議するものとします。この場合、協議の不調等による事業契約等に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

Ⅵ　事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

本事業で、事業契約等の規定に基づき、平成 35 年 3 月 31 日まで運営維持管理業務が適切に実施される必要があります。このため、事業契約書等には、事業期間において本事業の継続が困難になった場合（受託者の経営破綻、又はそのおそれが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとします。受託者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、受託者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本市は受託者に一定の猶予期間を与え、受託者の事業遂行能力の回復を待つこととします。但し、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断された場合には、本市は、受託者との事業契約を解除し、本件施設の運営維持管理業務を実施する新たな民間事業者を募集することとします。

本市は、事業の継続が困難となった場合及び公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合を想定し、受託者に契約保証金を設定させ、かかる損害への担保とします。この場合、受託者が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、募集要項によるものとします。

Ⅶ　その他本事業の実施に関し必要な事項

１　実施方針に関する意見・質問の受付

本実施方針に関する意見・質問のある場合は、「実施方針に関する意見・質問書」を郵送、FAXまたは電子メールにより、下記の提出期間内までにご提出下さい。なお、電話等による問い合わせには応じませんので留意して下さい。

（意見・質問書の提出先）

千葉市　環境局　資源循環部　施設課

住　所　〒260-8722　千葉市中央区千葉港２番１号
千葉中央コミュニティセンター3階

Ｔ Ｅ Ｌ　043-245-5243

Ｆ Ａ Ｘ　043-245-5473

E-mail　shisetsu.ENR@city.chiba.lg.jp

（意見・質問書の提出期限）

平成 23 年 12 月 22 日(木)　17:00 まで

２　実施方針に関する意見・質問への回答

意見･質問書に対する回答は下記期限までに本市のホームページにおいて公表します。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての意見・質問について回答するとは限りません。

（意見・質問書の回答公表期限）

平成 24 年１月 20 日(金)　17:00 まで

３　実施方針の変更

実施方針の公表後、意見･質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し変更することがあります。

添付資料①

特定部品リスト

新内陸汚水処理場	
①シーケンサー	②pH 計自動昇降洗浄装置
東部汚水処理場	
①pH 調整槽攪拌機	⑥砂ろ過塔
②混和槽攪拌機	⑦活性炭吸着塔
③凝集攪拌機	⑧ケーキホッパ
④沈殿槽汚泥掻寄機	⑨脱臭装置
⑤中和槽攪拌機	⑩シーケンサー
塵芥汚水処理場	
①最初沈殿池汚泥掻寄機	⑥砂ろ過塔
②散気装置	⑦活性炭吸着塔
③最終沈澱池汚泥掻寄機	⑧汚泥濃縮槽掻寄機
④ボルテミキサ	⑨ケーキホッパ
⑤凝集沈澱池汚泥掻寄機	
更科汚水処理場	
①硝化脱窒槽ばっ気攪拌機 （NS8-10 サブマージドエアーレーター）	⑤沈殿槽+汚泥掻寄機 （SB4-8.2 クラリファイアー）
②凝集沈殿槽+汚泥掻寄機 （SB4-8.2 クラリファイアー）	⑥汚泥濃縮槽+汚泥掻寄機 （B3-3 シックナー）
③汚泥脱水機（S20L 型汚泥脱水機）	⑦活性炭吸着塔
④急速ろ過器	⑧脱水ケーキホッパー
蘇我排水処理施設	
①沈澱汚泥掻寄機 （駆動部サイクロ減速機）	⑤生物処理汚泥掻寄機 （駆動部サイクロ減速機）
②ばっ気攪拌機（水中攪拌ばっ気式 住友ハイレーターURT-220 型）	⑥汚泥貯留槽散気装置 （クロッグレスディフューザー）
③砂ろ過器	⑦活性炭吸着塔
④脱水ケーキホッパー	

添付資料②

協定書の主な内容

市と施工企業は、特定部品の定期修繕にかかる協力事項及び条件等に関し、以下のとおり合意する。

・市は、受託者に対して、特定部品の定期修繕費の実績値及び定期修繕の仕様書、内訳書を閲覧させることができる。
・施工企業は、受託者が特定部品の調達や定期修繕等を委託しようとする場合、合理的な理由なしにこれを拒否せず、誠実に対応する。
・施工企業は、受託者が特定部品の調達や定期修繕等を求めた場合、受託者に対する特定部品の供給や定期修繕等の受託の条件を、原則として市との取引実績に基づいて定める。
・受託者は、特定部品の調達や定期修繕等を施工企業に委託する場合、市が開示した特定部品の調達等にかかる実績データに基づいて、施工企業と取引条件について協議することができる。
・施工企業による提示条件が、市との取引実績と著しく異なる場合、受託者又は市は、取引条件の見直しを依頼することができる。
・受託者は、自らの責任において施工企業以外の企業から特定部品や定期修繕等を調達することができる。その場合、受託者は、施工企業以外の企業から調達しても本件施設の機能を維持できることを市に説明する。また、受託者は施工企業以外から調達することに伴う一切の責任を負う。

添付資料③

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

住所
社名
役職・氏名

誓　　約　　書

当社は貴市に対し、貴市からの下記事業に関する情報開示及び関連する施設の視察に関し、下記のとおり誓約いたします。

記

1　事業名称「千葉市最終処分場長期責任型運営維持管理事業」（以下「本事業」といいます。）
2　開示情報の取扱
(1)　情報の指定
対象となる情報は、貴市から提供された本事業に関する資料その他一切の情報（以下「本件情報」といいます。）とします。
(2)　情報の取り扱い
① 当社は本件情報を厳に秘密に保持し、本事業に関する入札（以下「本件入札」といいます。）又は本事業に従事する役員又は従業員に開示する場合、及び適用法令、行政機関又は司法機関の要請により開示が必要とされる場合を除き、本件情報を第三者に開示、漏洩しません。但し、開示することにつき、貴市及び貴市が当該情報を受領した者（以下「貴市等」といいます。）の事前の書面による承諾が得られた情報、当社が知得した時点で、既に所有しかつ貴市等から直接若しくは間接に知ったものではないことを証明し得る情報、既に公知の事実となっている情報、当社が知得した後、当社の責めに帰しえない事由により公知となった情報又は守秘義務を負うことなく、当社が第三者から適法に取得した情報についてはこの限りでない。また当社は、本件情報を本件入札に参加し又は本事業を遂行する目的以外で使用しないものとします。
② 当社は本件情報の開示を受けた前号の役員及び従業員に対して、前号の義務を遵守させるため必要な措置を講じます。
③ 本件情報の取扱いについては、当社は善良な管理者の注意をもって行うものとし、本件情報に係る文書その他の記録（電磁的媒体又は光学的媒体に格納されたものを含みます。）は施錠可能な保管場所に管理し、本事業にかかわる当社の役員及び従業員以外の者が利用できないように保全します。
④ 当社は本件情報に係る文書その他の記録を複写又は破棄しないものとします。
⑤ 当社は、本事業を落札できなかった場合、本事業を落札した後本事業が終了したとき、又は貴市の要請があったときは、本件情報に係る文書その他の記録を直ちにすべて貴市に返却し、本件情報がコンピュータの記録媒体に蓄積されている場合については、これを完全に消去するものとします。
(3)　損害賠償
当社は、万一本件情報の取扱いに違反して貴市又は第三者に損害を被らせたときは、その損害を賠償します。
3　施設視察
当社は、本事業の入札における参加資格者として実施する本事業にかかる施設の視察中に事故等が発生した場合であっても、当該施設の既存運転事業者に故意又は重過失がある場合を除き、当該既存運転事業者に対していかなる責任も追及いたしません。

添付資料④

事業に係るリスク分担

範囲	リスクの種類	No	リスクの内容	分担	
				千葉市	受託者
全般	応募リスク	(1)	応募コストに関するもの		○
	募集資料リスク	(2)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの。	○	
	住民対応リスク	(3)	事業者が実施する業務に起因する住民運動，訴訟・要望に関するもの等		○
		(4)	本事業の実施そのものについての住民運動，訴訟・要望に関するもの	○	
	事業の中止・遅延に関するリスク	(5)	千葉市の指示等によるもの	○	
		(6)	千葉市の債務不履行によるもの	○	
		(7)	事業者が行う運営・維持管理に必要な許認可などの遅延によるもの		○
		(8)	事業者の責による事業の中止及び事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	第三者賠償リスク	(9)	事業者の故意・過失により第三者へ損害を与えた場合の賠償金支払義務に関するもの		○
		(10)	事業者の委託範囲において、浸水・騒音・振動・悪臭等によるもの		○
		(11)	上記以外のもの	○	
	許認可リスク	(12)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	物価変動リスク	(13)	物価変動（インフレ,デフレ）に係る費用の増加	○	
	法令変更リスク	(14)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(15)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(16)	天災・暴動等不可抗力によるもの	○	△※1
	契約締結リスク	(17)	事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が締結できないリスク		○
		(18)	千葉市の責めに帰すべき事由により事業契約が締結できないリスク	○	
		(19)	上記以外の事由により事業契約が締結できないリスク	○	○
運営維持管理業務に関する事項	運営費上昇リスク	(20)	千葉市の責による事業内容の変更等に起因する運営費の増大	○	
		(21)	事業者の責による運営費用の増大		○
	運転指導リスク	(22)	引継ぎ期間において、事業者の責めに帰すべき事由で、運転指導の不備等により、事業者が適正な運転を行えない		○
		(23)	引継ぎ期間において、千葉市の責めに帰すべき事由で、運転指導の不備等により、事業者が適正な運転を行えない	○	
	埋立廃棄物の変動リスク	(24)	施設許容量以内の埋立対象物の処分に関するもの		○
		(25)	施設許容量を超過する埋立対象物の処分に関するもの	○	
		(26)	埋立対象物以外を埋立処分した場合	○	
		(27)	計画流入水質を超える浸出水の処理に関するもの	○	
	事故発生リスク	(28)	維持管理・運営業務の実施期間中における事故発生に関するもの		○
	性能要件未達リスク	(29)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを除く）		○

※1. 年間の委託費の１％までの追加費用及び損害は民間負担とすることを予定している。

添付資料⑤

意見・質問[　／　]

千葉市最終処分場長期責任型運営維持管理事業実施方針に関する意見・質問書

1　提出者

提出先：　（企業名等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（担当者名等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先：　（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（その他連絡先（FAX 番号、電子メールアドレス等））

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　意見・質問等の内容

番号	頁	項目	箇所	内容
1				
2				
3				
4				
5				

※複数枚になる場合、2 枚目以降の番号は通し番号を付してください。